

水戸市景観計画



概要版

やすらぎとにぎわいが共存する
風格ある「水戸らしい」景観づくり

水戸市

はじめに

本市は、戦災により貴重な資源を多く失っておりますが、地形的な特性によって生まれた市街地を取り囲む美しい水・緑という自然と、倍楽園、弘道館を代表とする歴史的資源が残っております。さらに、水戸芸術館をはじめとする現代の優れた建築物など、まちの魅力を構成する重要な要素が多数あり、これら自然的なもの的人工的なもの、現代的なもの歴史的なものが融合したまちが形成され、水戸の都市としての独自性を醸し出しています。

このような水戸らしい美しい景観を後世へ引き継いでいくため、市民・事業者・行政が協働しながら、本計画に基づき『やすらぎとにぎわいが共存する風格ある「水戸らしい」景観づくり』に取り組んでまいります。



水戸百年より

基本目標

水戸の景観特性を生かした景観形成を進めるため、水戸市の景観計画の基本目標を次のように設定します。

やすらぎとにぎわいが共存する
風格ある「水戸らしい」景観づくり

景観のとらえ方

水戸市の自然、歴史・文化等を背景に、市民の生活や経済活動等によりつくられたものと、それらの有機的なつながりを、本市の景観としてとらえます。



良好な景観の形成に関する方針

やすらぎと潤いのある自然景観の育成

- 暮らしに緑が感じられる空間づくりを推進します
- 豊かな自然を育て後世に残します
- 眺望景観を意識します



風格、味わいある歴史・文化景観の育成

- 歴史的資源のつながりや回遊性の向上を図ります
- 歴史的資源を保全・再生・再認識します
- 伝統文化を発見し、継承します



景観のつながりを演出する水と緑のネットワーク景観

- 水と緑で景観の一体感と連続性を形成します
- 水と緑を保全し活用を図ります



快適でわかりやすい道路ネットワーク景観の形成

- 快適な歩行空間をつくります
- 良好な視野と快適な道路からの展望を目指します



自然や歴史と調和した美しいまち並の形成

- 自然と人工物、歴史と現代の融合した景観づくりを推進します
- 落ち着きと風格のある空間づくりを目指します



潤いと愛着を育む郊外・農村景観の形成

- 日常的に景観を意識した生活空間をつくります
- 田園景観を尊重し、生活風景の中に大事なものを発見し保存します



地域別の景観形成方針

都市核（中心市街地）

水戸市の顔となる中心市街地については、にぎわいと風格が共存する魅力あるまち並み景観を形成します。水戸駅に近接する三の丸地区の歴史的な景観の整備、風格あるメインストリートへの形成に向けた街路樹の再検討を図るとともに、中心市街地側から見た千波湖と、千波湖側から見た中心市街地の両方面からの眺望景観の保全を図ります。

拠点地区

赤塚駅周辺地区、県庁舎周辺地区、内原駅周辺地区など、都市計画で新たに形成された拠点地区については、地区計画等の制度や、沿道の建築物、屋外広告物等の規制誘導を図ることにより、それぞれの地区の特性を生かした良好なまち並み景観の形成を推進するとともに、街路樹等の整備による良好な歩行者空間の確保に努めます。

既成市街地

中心市街地の外縁の既成市街地については、快適な生活空間の景観の形成に努めるとともに、水戸らしさを形作る水と緑や歴史的資源を生かした潤いとやすらぎのある景観を形成します。借楽園、備前堀、保和苑周辺の貴重な景観資源を核に、まち並みの形成、回遊性の向上、眺望景観の保全などを図ります。

新市街地

都市化により形成された新市街地については、残された貴重な自然や歴史的資源を保全するとともに、家並み、通り、広場、公共施設等の地域の特色を生かし、潤いとふれあいのある調和のとれたまちの景観を形成します。

里山・田園景観 宅地景観 } 郊外・農村集落

郊外沿道については、大規模建築物、屋外広告物等の規制誘導や街路樹の整備などにより、美しく秩序ある沿道景観を形成します。また、農村集落については、美しい自然や田園風景を維持し、地域の暮らしと密着した農村景観の形成を図ります。

緑地景観 河川景観 道路景観

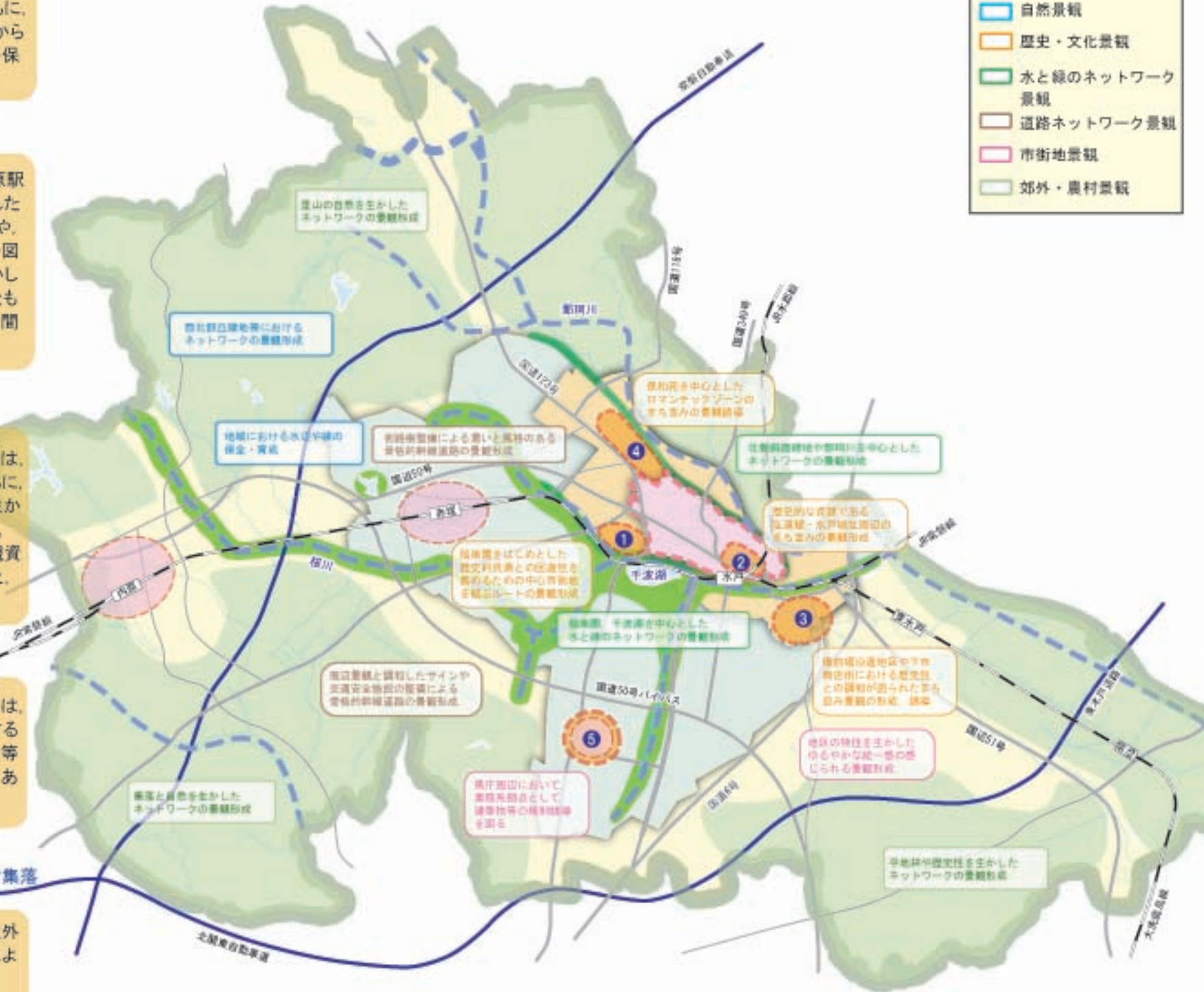
全体総括図

景観計画の区域 水戸市全域

凡例

<基本方針>

- 自然景観
- 歴史・文化景観
- 水と緑のネットワーク景観
- 道路ネットワーク景観
- 市街地景観
- 郊外・農村景観



重点的に景観形成を図る地区

重点的に景観形成を検討する地区

①借楽園周辺地区

日本三名園の一つとして全国に知られる「借楽園」の優れた景観を一層生かすため、周辺の元山町・常盤町や千波公園のエリアなどと一体的に、歴史と自然が調和した景観形成を図ることを目指します。



②三の丸周辺地区（弘道館周辺地区）

水戸らしい景観イメージを強調するため、市の玄関口である水戸駅北口周辺と連携を図りながら弘道館周辺や義公生誕の地（黄門神社）周辺など「三の丸周辺地区」を歴史ゾーンとして位置付け、水戸の歴史と文化が感じられる景観の形成を目指します。



③備前堀周辺地区

城下町の風情を今に残し、本市の都市景観重点地区に指定されている「備前堀沿道地区」については、今後とも和風のまち並みの形成を推進するとともに、周辺の歴史的資源との連携による景観の形成を推進することを図ります。



④保和苑周辺地区

保和苑、八幡宮、曝井などの歴史的遺産や、古くから寺町・花町として栄えた名残を残すまち並みを持つ「水戸のロマンチックゾーン」と呼ばれるエリアを、歴史的景観を今に残す貴重な空間と位置付け、一体的に景観形成を図ることを目指します。



⑤県庁舎周辺地区

県庁舎周辺地区は、水戸の新たな業務系拠点として景観に配慮した建築物が立地するなど独自のまち並みが形成されてきているため、新しい時代を先導する個性豊かな景観形成を推進することを図ります。



景観づくりに向けた施策

建築物等の行為の制限について

○良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

景観計画区域内における届出

良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為（大規模建築物等）について 事前届出制度による景観誘導を図ります。

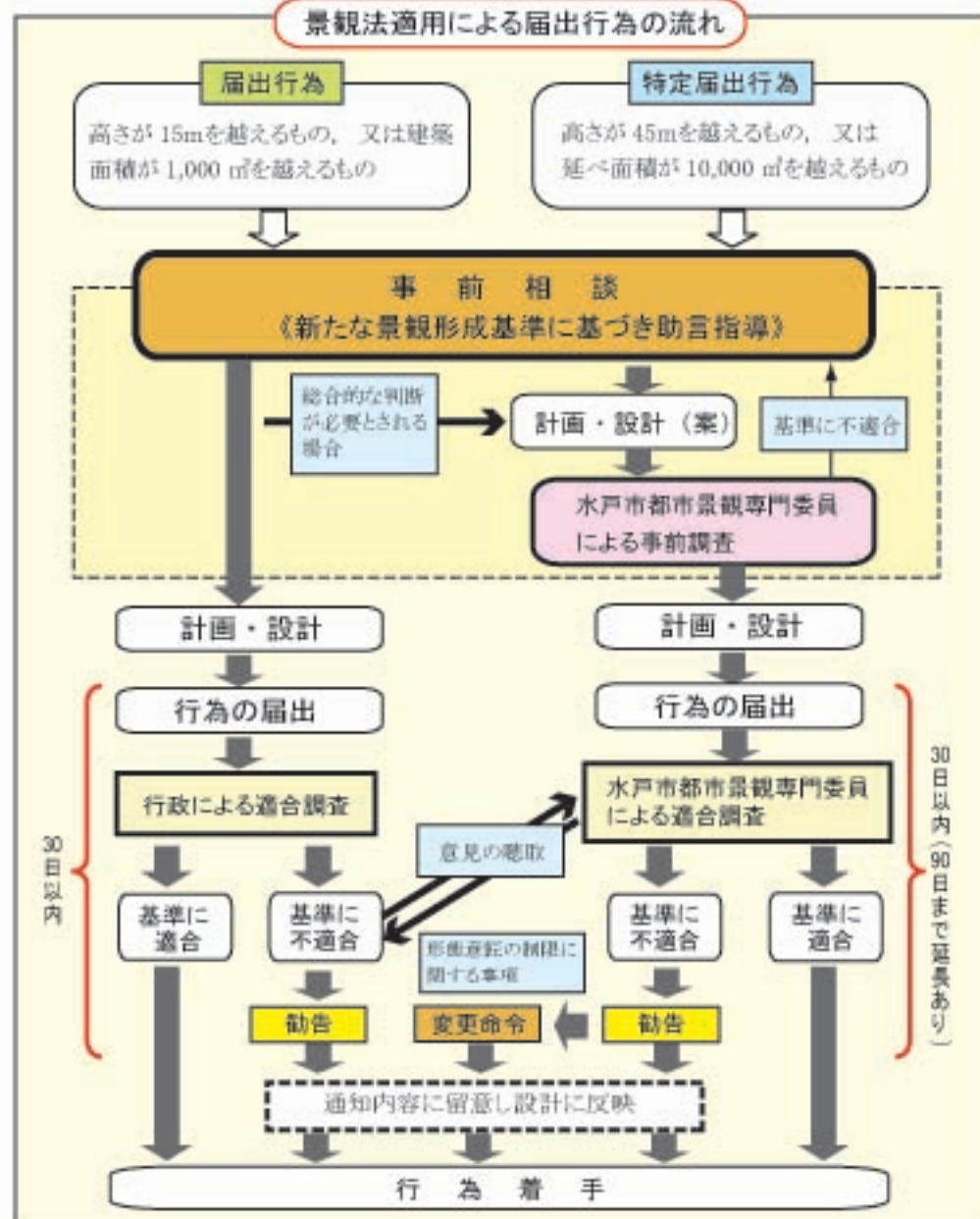
届出対象行為

		届出行為	特定届出行為
		景観計画区域内で事前に届出が必要な行為で、景観形成基準に適合しない場合には市長が勧告することができる。	届出行為のうち、特に景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為で、景観形成基準に適合しない場合には市長が勧告、又は変更命令（意匠形数）を行うことができる。
規模	建築物	高さ15m超 建築面積1,000㎡超	高さ45m超 延べ面積10,000㎡超
	工作物	高さ15m超 敷地面積1,000㎡超	



※特定届出行為については、都市景観専門委員の意見を聞いた上で適合調査を行います。

景観法適用による届出行為の流れ



景観づくりに向けた施策

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

○景観重要建造物

地域の良好な景観形成の規範となるものや優れたデザインを持ち地域のランドマークとなっている建造物などを景観法に定める景観重要建造物に指定します。

○景観重要樹木

樹容が地域のランドマークとなっているものや地域の景観形成に取り込む上で重要な位置にあるものなどを景観法に定める景観重要樹木に指定します。



屋外広告物の行為の制限について

屋外広告物の表示及び掲出する行為については、良好な景観の形成を推進する上で重要な要素であるため、その表示及び掲出の設置に関する行為の制限について定めることとします。特に、重点的に景観の形成を図る地区においては、地域の特性を踏まえた表示及び掲出の設置に関する行為の制限について位置付けます。

重点的に景観形成を図る地域

- ① 館楽園・千波湖周辺地区
- ② 弘道館周辺地区

高さや意匠など
周囲の景観に配慮します

調和の取れた色彩や
デザインに配慮します



その他の景観づくりに向けた施策について

○都市景観市民団体・都市景観市民協定

優れた都市景観の形成の推進を目的とした団体を「市民団体」として、また、その景観基準を「市民協定」として認定します。

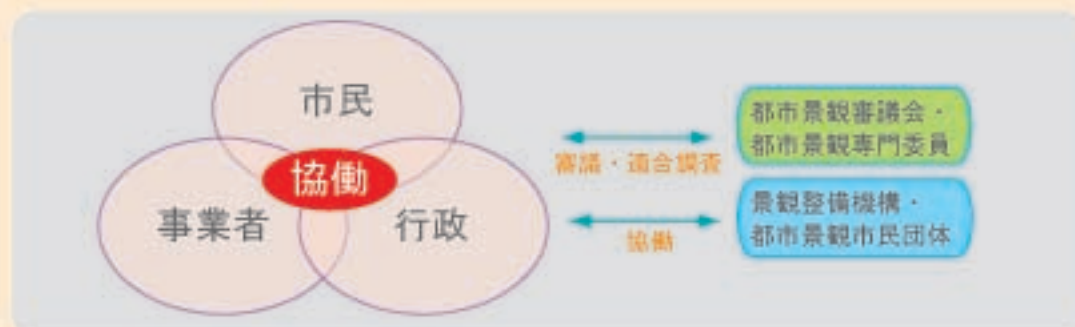
○都市景観重点地区

優れた都市景観づくりを行う必要があると認める地区を指定し、景観基準に適合するよう努めます。特に、優れた都市景観づくりに寄与する行為に対し経費の一部を助成します。

みんなで進める景観づくり

○市民・事業者の意識啓発・活動支援・参加

良好な景観づくりのために市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して景観の形成を推進します。行政は日常的な広報活動や景観形成に関わる活動への支援に、市民は自発的・自習的な活動に取り組みます。





水戸市 都市計画部 都市計画課

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

TEL 029-224-1111 (代)